

群馬県農業関係試験研究機関研究生設置規程実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、群馬県農業関係試験研究機関研究生設置規程(昭和58年告示第869号、以下「規程」という。)第10条の規定に基づき群馬県農業関係試験研究機関研究生(以下「研究生」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究生の決定等)

第2 規程第1条の表の上欄に掲げる試験研究機関の長(以下「所長等」という。)は、書類審査、筆記試験及び口述試験により入所又は入場候補者を選定し、試験研究機関内に選考委員会を設け、研究生を決定するものとする。

2 所長等は、前項の規定により研究生の受入れを決定したときは、各試験研究機関の主務課長あて報告するものとする。

(研究生の受入れ契約)

第3 所長等は、研究生の受入れを決定したときは、研究生と契約書(別記様式第1号)を取り交わさなければならぬものとする。なお、研究生が未成年者であるときは、法定代理人の同意を得るものとする。

(入所・入場)

第4 所長等は、入所又は入場期日については、別途指示するものとする。

(研究計画及び研究内容等)

第5 所長等は、研究計画を作成し、計画的に研究生の指導を行うものとする。

2 研究内容は、講義、実習及び現地研究とする。

3 所長等は、それぞれの研究科目に基づいて研究生を適切な係等に配置するとともに、研究生が配置された係等にそれぞれ研究生担当職員を1名置き、指導の円滑な遂行を図るものとする。

(研究日及び研究時間)

第6 研究日は、次の各号に定めるもの(以下「休業日」という。)を除く日とし、研究時間は、群馬県庁執務時間を定める規則(昭和24年規則第88号)によるものとする。ただし、所長等が特に認めた場合は、休業日及び時間外においても研究させるものとする。

(1)日曜日及び土曜日

(2)国民の祝日(国民の祝日に関する法律に規定する日をいう。)

(3)夏期休暇 5日以内で所長等が定める期間

(4)冬季休暇 12月26日から翌年の1月7日まで

(休暇及び退所等)

第7 研究生が休暇を受けようとする時は、事前に休暇簿に記載し、所属する係の係長の許可を受けるものとする。

2 研究生は、病気その他の理由により継続して7日以上の休暇又は退所・退場しようとするときは、休暇(退所・退場)願(別記様式第2号)を所長等に届け出てその許可を受けるものとする。

(住所等の変更)

第8 研究生は、自己又は法定代理人について住所又は氏名の変更があったときは、速やかに住所(氏名)変更届(別記様式第3号)を所長等に届け出るものとする。

(事故責任等)

第9 研究生は、研究期間中の事故等に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

(建物等の破損等)

第10 研究生は、試験研究機関の建物・施設又は物品を破損又は滅失した場合、施設等破損(滅失)届(別記様式第4号)により直ちに所長等に報告するものとし、研究生が故意又は重大な過失により建物・施設又は物品を破損又は滅失したときは、研究生は、原状回復又は損害賠償するものとする。

(保険の加入)

第11 研究生は、研究期間中の事故等や建物等の破損等に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

(秘密の保持)

第12 研究生は、研究期間中に知り得た情報（公開されているものを除く。）は、一切漏らしてはならない。
研究期間終了後においても同様とする。

(成果の取扱)

第13 研究生が行った研究成果については、原則として県に帰属するこのとする。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、所長等が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

群馬県農業関係試験研究機関研究生受入れに関する契約書

各試験研究機関の長（以下「甲」という。）と、研究員（以下「乙」という。）は、群馬県農業関係試験研究機関研究生設置規程、実施要領及び次の条項により研究生の受入れに関する契約を締結する。

（受入れを行う研究生）

第1条 甲は、次の研究生の受入れを行うものとする。

(1)乙の住所

氏名

所属

(2)研究目的

(3)研究期間

（乙に対する甲の指示）

第2条 乙は、研究期間中については、甲の指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第3条 乙は、研究期間中に知り得た情報（公開されているものを除く。）は、一切漏らしてはならない。研究期間終了後においても同様とする。

（乙の受入れの中止）

第4条 甲は、天災その他やむを得ない事由のため、この契約に基づく乙の受入れ、継続が困難となったときは、乙の受入れを中止することができる。

（契約の解除）

第5条 甲又は乙は、いずれかがこの契約に違反した場合には、一方の当事者はこの契約を解除することができる。

（協議）

第6条 この契約を変更する必要が生じたときは、甲、乙協議の上、変更するものとする。

上記契約を証するため、この証書2通を作成し、二者記名押印の上各1通を保有するものとする。

年　　月　　日

住所

甲　　各試験研究機関の長

印

（※各機関名を記入）

乙

印

乙の法定代理人として、上記契約の締結について同意します。

法定代理人　住所

氏名

印

(注) 下線部分は、未成年者のみ記入すること。

(別記様式第2号)

休 暇 (退 所・退 場) 願

年 月 日

(各試験研究機関の長) あて

研究科目

氏 名 印

法定代理人 印

下記のとおり休暇 (退所・退場) したいので許可してください。

記

1 期 日 (期 間)

2 理 由

(注) 病気により休暇する場合は医師の診断書を添付すること。
下線部分は、未成年者のみ記入すること。

(別記様式第3号)

住 所 (氏 名) 変 更 届

年 月 日

(各試験研究機関の長) あて

研究科目

氏 名

印

法定代理人 の住所 (氏名) を (が) 下記のとおり変更した (変わった) のでお届けします。

記

新

旧

(変更年月日)

(注) 下線部分は、未成年者のみ記入すること。

(別記様式第4号)

施設等破損(滅失)届

年 月 日

(各試験研究機関の長) あて

研究科目

氏名

印

下記のとおり建物(施設、物品)を破損(滅失)したのでお届します。

記

1 名称

2 個数等

3 経緯